

起業家の集まるまちPR業務 特記仕様書

1 業務の方針

昨今全国で新たな雇用創出や社会課題の解決に向けた起業支援に関する取組やアントレプレナーシップ推進の動きが官民ともに進んでいます。本市では、民主導でコワーキングの整備や横のつながりづくりなど民主導の取組が活発に進む中、地方創生総合戦略に若い世代の雇用創出や地域活性化の観点から「起業創業の支援」を位置づけ、「起業家の集まるまち、守山市」をキーワードに地域や民間の積極的な民間の取組支援や地域内における起業支援機運の醸成に努めているところです。

本業務は、本市内における起業の促進はもとより、市外県外で活動する起業家や起業家を志す者の関係人口の増加に向け、本市内外で活躍する起業家らへのヒアリングや取材と守山市との交流機会の創出、またこうした取組を市内外へ発信することで本市の認知度向上と守山市と起業家、起業家間のネットワークを促進し、さらに地域を挙げた持続可能な自立したスタートアップエコシステムを作ることを目的に実施するものです。

なお、新型コロナウイルス感染症への対策を考慮し、事前打ち合わせを含め、オンライン等ICT技術の積極的な活用を推奨することとします。

2 本業務の概要

- (1) 起業家の集まるまちの発信に向けた実施事業計画の立案・企画
- (2) 市内外で活躍する起業家との取組事例や体験談の取材
- (3) 起業家の集まるまちのWEB・SNSを活用した情報発信
- (4) 実施結果の事後調査・分析・報告書まとめ

3 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 起業家の集まるまちの発信に向けた実施事業計画の立案・企画

- ア 市内外で活躍する起業家、県外からIターン・Uターンをした起業家に対し、対談取材を設定、調整、取材、さらに地域内外に広く「起業家の集まるまち守山」が認知される情報発信企画を立案・実施すること
- イ 上記アの事業を業務期間中の進行スケジュールを整理し、実施企画内容とともに計画書にまとめ、発注者と協議し、発注者が認めたうえで実施すること。
- ウ 取材先の選定・調整・許可については、原則として受注者が行うこととし、取材先の選定方法等については発注者協議の上行うものとする。取材の内容については起業家らの起業に至る経緯、成功経験および失敗談などの市内起業家の参考に

なるテーマ選定のみならず、「起業家の集まるまち守山を作ること」について市とともに意見交換をする対談形式での取材とすること。なお、取材については、原則として発注者も同行することとする。

- エ 取材内容については、WEB・SNSを活用し広く発信することとし、発信の方法、時期については、対象やスケジュールを明確にし、発注者と協議の上進めること。

(2) 市内外で活躍する起業家との取組事例や体験談の取材

- ア 取材のテーマとして「起業家の集まるまちづくり」とし、事業計画にもとづき実施すること。取材の記録、撮影、その他機材や施設調整については発注者により行うものとする。事前調整についてはオンライン等を積極的に活用すること推奨し、また適宜必要に応じて発注者も参加する。
- イ 取材等に対し、市の説明や資料や情報提供、その他必要な協力があれば、事前に発注者に協議したうえで実施することとする。
- ウ 都度の活動状況については、最終報告とは別に実施後遅滞なく、実施結果を発注者に報告すること。

(3) 起業家の集まるまちのWEB・SNSを活用した情報発信

- ア 取材内容を記事にまとめ、受注者により考える事業計画に基づき、WEB・SNSを活用して市内外に広く情報発信を行うこと。
- イ 発注者によるホームページ等の広報・情報発信について、発注者の行う活動を積極的に支援すること。(例：記者へのリリース資料の作成、市ホームページへの情報掲載など)

(4) 実施結果の事後調査・分析・報告書まとめ

- ア 業務完了後は遅滞なく発注者へ報告書を提出すること。なお、書式は任意書式でかまわないが、当初企画内容や途中協議内容等を踏まえた結果がわかる内容としてまとめること。
- イ 本業務で実施した(1)から(3)の内容の実施効果や実施の様子については受注者にて検証し結果についてもまとめること。

5 成果物

本業務の成果物として、以下を提出すること。

(1) 業務実績報告書 1部

※報告書書式は任意とし、事業実施状況を実施風景の写真を添えて報告書にまとめることとし、契約書と同一の契約者名・捺印を押捺すること。

6 その他

- 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。
- 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、今後、国や県等の要請により、仕様書の記載内容の実施が困難となる場合やイベント時期の延期または中止となる可能性がある。この際、遅滞なく発注者と協議し、仕様書の変更等について発注者が認めた場合につき、適宜対応するものとする。
- 撮影等で使用した写真、データの使用権については、発注者に帰属するものとする。
- その他は撮影等については以下のとおり。
 - ア 調査、取材、撮影において、警察との協議や許可申請、各施設への取材協力依頼や交渉が発生した場合、原則として受注者にて対応すること。ただし、業務を実施するうえで、発注者により各種調整、取材等に対応した方が好ましいと判断される場合は、発注者と協議の上、受注者とともに対応することとする。
 - イ 発注者の所有する写真素材や観光パンフレット等の既存資料が必要な場合、受注者の求めにより提出するものとする。
 - ウ 撮影に際し、被写体の手配、特殊な機材や備品が必要な場合、原則として受注者にて行うこと。ただし、発注者と協議し、発注者が承諾した場合は発注者により手配することを妨げない。